

富山赤十字病院 初期臨床研修規程

総則

(目的)

この規程は、当院において医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する医師臨床研修（以下「臨床研修」という）を実施するための取扱いを定める。

(臨床研修病院の役割)

当院は、「医師臨床研修指導ガイドライン」に則って、研修協力施設と連携した「基幹型研修病院」として臨床研修を実施する。

研修医の採用

(定員)

臨床研修委員会に諮って院長が定める。また、研修評価票や経験する症例数等を考慮した上で随時見直す機会をもつ。

(採用)

- (1) 厚生労働省の臨床研修マッチング（医師臨床研修協議会）に参加して、採用手続きを実施する。
- (2) 当院ホームページに募集要綱を掲載し、研修医を公募する。
- (3) 応募者に対し、選考試験を実施する。面接官は、プログラム責任者をはじめ多職種にて構成する。
- (4) 採用は、マッチング結果をふまえた上で決定する。内定者とは雇用仮契約を締結する。但し、医師国家試験に合格しなかった者は採用内定を取り消す。

研修体制

(研修プログラム)

- (1) 研修期間は 2 年間とする。
- (2) 必須科目、選択科目をローテート方式で研修する。ローテート希望は半期ごとに希望調査を行い、各診療科との調整後、研修管理委員会にて承認をうける。
- (3) 研修医からの意見や要望などは、臨床研修委員会にて協議、検討する。

(研修医の所属)

特定の診療科に属さず、研修センターに所属し、研修プログラムに則り研修を行う。

(処遇)

- (1) 研修医は常勤嘱託医とする。
- (2) 給与、勤務日、勤務時間、休日、その他就業に関する事項は雇用契約書に記載する。
- (3) 研修期間中においては、この規程及び当院の諸規程を遵守して臨床研修に専念するため報酬の有無を問わず副業（アルバイト診療等）は一切行ってはならない。

(プログラム責任者)

1 資格

- (1) 7年以上の臨床経験を有する当院の常勤医師。
- (2) 臨床研修指導医の資格を取得してさらに数年の実務経験を積んだ後、プログラム責任者養成講習会を受講していること。

2 役割

- (1) 臨床研修関連実務を統括し、研修プログラムの企画・立案及び実施の管理をする。
- (2) 研修医に対する助言、指導その他の援助を行う。
- (3) すべての研修医が臨床研修の目標を達成できるように、全研修期間を通じて研修医の指導を行うとともに、研修プログラムの調整を行う。
- (4) 研修医の臨床研修の休止にあたり、研修休止の理由の正当性を判定する。
- (5) 研修医ごとの到達目標の達成状況を把握・評価する。

(指導医)

1 資格

- (1) 当院並びに研修協力施設の常勤医師。
- (2) 原則7年以上の臨床経験を有し、プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会（指導医講習会）を受講していること。

2 役割

- (1) 担当する研修分野の研修期間中、研修医ごとに到達目標の達成状況を把握し、研修医に対する適切な指導を行う。
- (2) 診療録及びサマリーの記載に関する指導を行い、記載内容の承認等の所定の手続きを行う。
- (3) 研修医の評価にあたって、当該研修医の指導を行った又は共に業務を行った医師、看護師その他の職員と情報を共有し、各職員の評価を把握した上で評価する。
- (4) 研修医と十分に意思疎通を図り、実施の状況と評価に乖離が生じないように努める。
- (5) 研修医の精神面に配慮し、必要時には相談に応じ、問題が発生した際には適宜プログラム責任者や臨床研修委員長に報告する。

(上級医)

1 資格

研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているが、指導医の要件を満たしていない当院並びに研修協力施設の常勤医師。（原則2年以上の臨床経験を有する）

2 役割

- (1) 上級医は、研修医の診断・治療・記録など全般を監査し、記載内容の承認、

指導を行う。

- (2) 指導医の管理の下、臨床の現場で研修医の指導にあたる。休日・夜間の当直における研修医の指導に関して、指導医と同等の役割をはたす。

(指導者)

1 資格

- (1) 指導者は、医師以外で臨床研修に関与する医療職種（看護師、薬剤師、臨床検査技師、放射線技師等）とする。
- (2) 指導者は、各部門において指導的な立場（所属長等）であること。

2 役割

- (1) 全ての医療職種が協働し、研修医に対する助言や指導を行う。
- (2) 研修医と十分に意思疎通を図り、円滑な研修の実施に努める。
問題が発生した際には適宜プログラム責任者や臨床研修委員長に報告する。

(臨床研修委員会)

- 1 臨床研修の実施を統括する機関として、臨床研修委員会を置く。

臨床研修委員会は、院長、副院長、事務部長、プログラム責任者、指導医、指導者、研修協力施設の研修実施責任者、院外の有識者、研修医の代表者で構成する。研修プログラムの作成・調整をはじめ、研修医の管理及び採用・中断・修了の際の評価等を行う。

- 2 委員会の詳細については、臨床研修委員会規程を定める。

(研修医の業務・安全管理)

- 1 研修医は主治医ではなく、指導医の下で担当医として診療を行う。
- 2 当院及び各研修施設の医療安全管理体制に従い、医療安全に努めるとともに、事故発生時には速やかに所定の手続きをとらなければならない。
- 3 各研修分野での具体的な研修業務については、別に研修実務規程を定める。

(研修医の記録と指導体制)

- 1 診療記録は、「診療情報管理マニュアル」に則って記録する。
- 2 研修医には専用 ID が付与され、全診療科の内容閲覧、カルテ記載、オーダーが行える。ただし、研修医はログイン時に「担当指導医を選択」した状態で、カルテ記載及びオーダーをする。その際には、「医療行為のガイドライン」を参考にする。
- 3 指導医・上級医は、研修医のカルテ記載及びオーダーに問題がなければ、電子カルテ上で速やかに承認する。追記や内容修正など指導医やコメントが必要な場合は、「コメント入力機能」を活用して指導内容を記録する。

研修評価

(研修医の評価)

研修医の臨床研修目標に対する達成度をはかるため、次のとおり評価を行う。

- (1) 研修分野を終了するごとに、PG-EPOC の行動目標と経験目標に明示された評価項目について、研修医による自己評価と指導医による評価を行う。
- (2) 看護師長・メディカルスタッフ等による評価を行う。
- (3) プログラム責任者は、研修期間の修了に際し、これらの評価をまとめた統括的評価を行い、達成度判定表を用いて臨床研修委員会に報告する。

研修の中断・再開・修了

(中断・再開)

- 1 臨床研修委員会は、研修医が臨床医としての適性を欠き指導・教育によっても改善が不可能と認める場合、傷病、妊娠、出産、育児等、その他正当な理由により長期間研修を休止する等、研修医が研修を継続することが困難であると認める場合には、院長に対し、当該研修医の臨床研修を中断することを勧告することができる。
- 2 院長は、臨床研修委員会から中断の勧告又は当該研修医から中断の申し出を受けて、当該研修医の臨床研修を中断することができる。
- 3 院長は、研修医の臨床研修を中断した場合、当該研修医の求めに応じて、速やかに当該研修医に臨床研修中断証を交付し、同時に東海北陸厚生局へその旨を報告する。
- 4 臨床研修を中断した者が、臨床研修の再開を申し出た場合は、臨床研修委員会で協議し、再開を決定する。

(修了基準)

1 研修実施期間の評価

2 年間の研修期間について、以下に定める休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めない。

(1) 休止の理由

研修休止の理由として認めるものは、傷病、妊娠、出産、育児、その他正当な理由（研修プログラムで定められた年次休暇を含む）であること。

(2) 必要履修期間等についての基準

研修期間（2 年間）を通じた休止期間の上限は 90 日（研修機関（施設）において定める休日は含めない）とすること。

各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、選択科目の期間を利用する等により、あらかじめ定められた臨床研修期間内に各研修分野の必要履修期間を満たすよう努めなければならないこと。

(3) 休止期間の上限を超える場合の取扱い

研修期間終了時に当該研修医の研修の休止期間が 90 日を超える場合には未修了とするべきである。この場合、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90 日を超えた日数分以上の日数の研修を行うこと。

また、基本研修科目又は必修科目で必要履修期間を満たしていない場合にも、未修了として取扱い、原則として引き続き同一の研修プログラムで当該研修医の研修を行い、不足する期間以上の期間の研修を行うこと。

(4) プログラム責任者の役割

プログラム責任者は、研修休止の理由の正当性を判定し、履修期間の把握を行うべきである。

研修医が修了基準を満たさなくなる恐れがある場合には、事前に研修管理委員会に報告・相談するなどして、対策を講じ、当該研修医があらかじめ定められた臨床研修期間内に研修を修了できるように努めなければいけないこと。

2 臨床研修の到達目標（臨床医としての適性を除く）の達成度の評価

管理者は、研修医があらかじめ定められた研修期間を通じ、各到達目標について達成したか否かの評価を行い、少なくともすべての必修項目について目標を達成しなければ、修了として認めてはならないこと。

個々の到達目標については、研修医が医療の安全を確保し、かつ、患者に不安を与えずに行うことができる場合に当該項目を達成したと考える。

3 臨床医としての適性の評価

研修医が以下に定める各項目に該当する場合は修了と認めてはならないこと。臨床医としての適性の評価は非常に困難であり、極めて慎重な検討が必要である。原則として、当該研修医が最初に臨床研修を行った臨床研修病院においては、その程度が著しい場合を除き臨床医としての適性の判断を行うことは困難である。少なくとも複数の臨床研修病院における臨床研修を経た後、評価を行う。

(1) 安心、安全な医療の提供ができない場合

医療安全の確保が危ぶまれる、あるいは患者との意志疎通に欠け不安感を与える場合等には、まず、指導医が中心となって、当該研修医が患者に被害を及ぼさないよう十分注意しながら、指導・教育すべきである。十分な指導にも関わらず、改善せず、患者に被害を及ぼす恐れがある場合には、未修了や中断の判断もやむを得ない。

一般常識を逸脱する、就業規則を遵守できない、チーム医療を乱す等の問題に関しては、まず当該臨床研修病院において、十分指導・教育を行うこと。原則としてあらかじめ定められた臨床研修期間を通して指導・教育し、それでもなお、医療の適切な遂行に支障を来す場合には、未修了もしくは中断とすることもやむを得ないこと。

また、重大な傷病によって適切な診療行為が行えず医療安全の確保が危ぶまれる、あるいは患者に不安感を与える等の場合にも未修了、中断の判断もやむを得

ないこと。なお、傷病又はそれに起因する障害等により当該臨床研修病院では研修不可能であるが、それを補完・支援する環境が整っている他の臨床研修病院では研修可能な場合には、管理者は、当該研修医が中断をして病院を移ることを可能とすること。

(2) 法令・規則が遵守できない者

医道審議会の処分対象となる者の場合には、「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会」の議論に基づく再教育を行う。再教育にも関わらず改善せず、患者に被害を及ぼす恐れがある場合には、未修了、中断の判断もやむを得ないものとする。

(修了認定)

- 1 臨床研修委員会は、研修期間の終了に際し、プログラム責任者から報告のあった統括的評価に基づき、所定の臨床研修を修了したかどうかを判定し、院長に報告する。
- 2 院長は、臨床研修委員会の報告に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認める時は、速やかに当該研修医に対し、臨床研修修了証を交付する。

(未修了)

- 1 臨床研修委員会は、研修期間（2年間）を通じた休止期間の上限は90日（研修機関（施設）において定める休日は含めない）とし、研修期間終了時に当該研修医の研修の休止期間が90日を超える場合、または、修了認定に到達していない場合には未修了とする。
- 2 院長は臨床研修委員会からの報告に基づき、研修医が臨床研修を修了していないと認める時は、速やかに当該研修医に対し、理由を付してその旨を文書で通知する。

研修修了者の把握

臨床研修体制の充実を推進するとともに、研修病院の責任として、研修修了者のその後の進路を把握する。

研修記録の保管・管理

- 1 研修医に関する下記事項に関する記録を研修修了または中断した日から5年間保存する。
 - (1) 氏名、医籍登録番号、生年月日
 - (2) 研修修了又は中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称
 - (3) 研修開始・修了・中断年月日
 - (4) 臨床研修を行った臨床研修病院又は臨床研修協力施設の名称
 - (5) 臨床研修内容、研修医評価
 - (6) 臨床研修を中断した場合には、中断理由（臨床研修中断証）
- 2 研修記録は年度毎、個人別に研修センターで統括・保守管理を行う。

- 3 PG-EPOC による研修記録は、PG-EPOC オンライン上に保管され、それ以外の研修記録は研修センターにて管理する。

(記録の閲覧)

- 1 原則として、部外者による閲覧、外部への持ち出しはできない。
- 2 プログラム責任者、指導医、指導者、および研修医は必要に応じて記録を閲覧できる。
- 3 記録閲覧の際には、記載情報が研修医の個人情報であることに十分留意し、その取扱いは慎重に行う。

健康管理

- 1 研修医は年2回職員健診を必ず受ける。
- 2 研修医より希望があれば、メンタルヘルス相談窓口を利用することができ、その都度面談を行う。

初版 : 2024 年 12 月
立案 : 研修センター
審議 : 臨床研修委員会